

保育所・地域型保育事業利用者向け

令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化がスタート

保育所や地域型保育事業(小規模・事業所内等)を利用される方はご確認ください。

【無償化の対象となる手続き】

既に園を利用されている方については、新たな手続きは必要ありません。

1

保育所を利用する子どもたち



【対象者・保育料】



- ◆ 3歳児クラスから5歳児クラスまでのすべての子どもの保育料が無償化されます。
※3歳児クラス・・・4月1日時点で3歳の誕生日を迎える子どものクラス(年少クラス)
- ◆ 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担となります。
ただし、【年収360万円未満相当世帯の子ども】と、【第3子以降の子ども】については、副食費(おかず代やおやつ代)が免除されます。
- ◆ 副食費の免除について、【第3子以降の子ども】の多子カウント方法は、小学校就学前までの最年長の子どもを第1子としてカウントします。
- ◆ 0歳児クラスから2歳児クラスまでの子どもについては、市町村民税非課税世帯のみ、保育料が無償化されます。
- ◆ 子どもが2人以上の世帯の2歳児クラスまでの子どもの保育料については、現行制度を継続し、小学校就学前までの最年長の子どもを第1子としてカウントし、第2子は半額、第3子以降は無償となります。※年間360万未満世帯については、第1子の年齢は問いません。



高原町では、多子世帯の子育て支援を目的に、どの所得階層の世帯においても、保護者と生計が同一である子ども(年齢は問いません。)を第1子としてカウントし、第2子は半額、第3子以降は無償としています。



◆ 0歳児から2歳児クラスまでの子どもについては、これまでどおり保育料の中に主食・副食費が含まれていますので、新たな保護者の負担はありません。

2

地域型保育(小規模・事業所内等)を利用する子どもたち



【対象者・保育料】



- ◆ 保育料の無償化については、上記 1 同じです。
- ◆ 主食費・副食費については、これまでどおり保護者の実費負担はありません。